

令和5年9月29日

県土整備部河川整備課

連絡先 043-223-3165

二級河川一宮川の護岸工事に係る仮締切り堤防について

- 鶴枝川合流点から豊田川合流点付近までの約4 Km区間で進めている護岸工事において、既設堤防の代わりに設置する「仮締切り堤防」を調査したところ、5箇所において必要な高さが確保されていないことが判明しました。
- 工事施工中の仮設堤防とは言え、契約どおり施工されていない事態が発生したことについて、県民の皆様にお詫びするとともに、今後、当時の工事の管理体制や、当該箇所からの溢水への影響などを詳細に検証し、適切な河川管理を徹底してまいります。

1. 5箇所の概要

工事打合せ簿や段階確認等の工事関係書類での確認、関係職員及び受注者への聞き取り等調査により、別紙一覧表のとおりであったことを確認しました。

2. 今後の対応

有識者からなる委員会を設置し、今回の事象が起こった原因を検証するとともに、当該箇所からの溢水の状況や影響と浸水メカニズムの分析、今回の水害を踏まえた今後の河川整備のあり方などについて、ご意見を頂き、県として適切に対応してまいります。

工 事 名 河川激甚災害対策特別緊急工事(護岸工その1)

請負業者 清水・幸和特定建設工事共同企業体

契 約 額 3,784,822,800円

工事内容 河川護岸改修工事

工事延長 L = 2,020m

擁壁護岸工 A = 11,831m²

矢板護岸工 2,005m

契約工期 令和3年7月14日～令和6年12月4日

工 事 名 河川激甚災害対策特別緊急工事(護岸工その2)

請負業者 清水・幸和特定建設工事共同企業体

契 約 額 3,059,894,200円

工事内容 河川護岸改修工事

工事延長 L = 2,040m

擁壁護岸工 A = 11,300m²

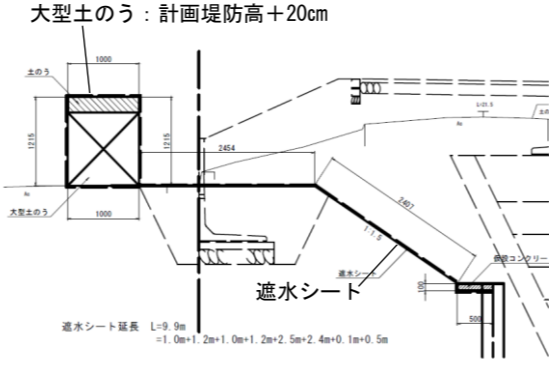
矢板護岸工 2,021m

契約工期 令和3年7月14日～令和6年12月24日



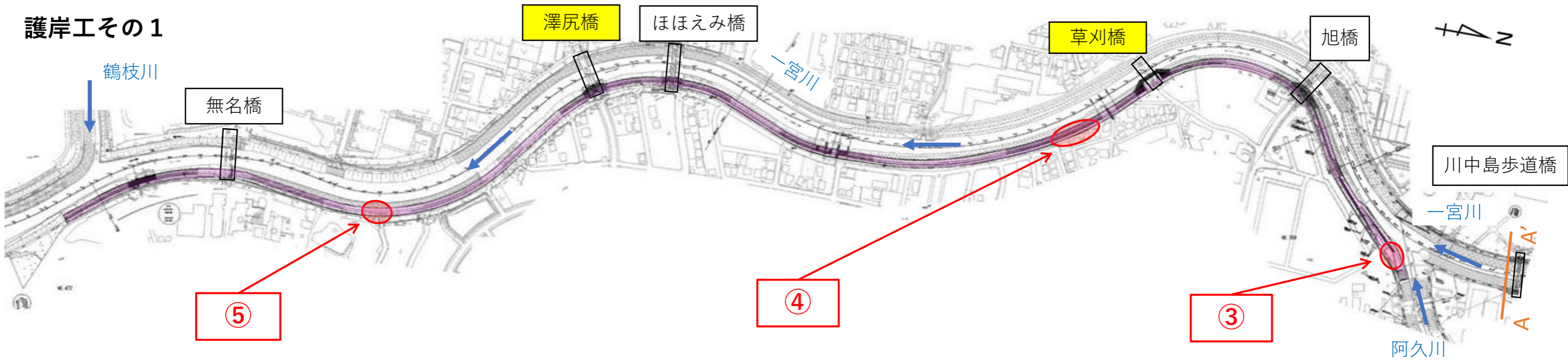


護岸工事に伴う仮締切堤防高の不足箇所状況一覧(令和5年9月8日時点)

工事名	No	場所	延長	不足高	期間	工事契約上の設置義務	完成品の確認	9月8日時点での状態	左記の施工を判断した主体
護岸工その2	①	明光橋下流	2.5m	120cm	R4.12~ (約9ヶ月間)	指定仮設として、計画堤防高+20cm以上の仮締切工(大型土のう等)を設置することとする。	発注者(県)がR4.2.21に確認。	当該箇所は、遮水シートで密封され、大型土のうが無い状態。 R4.12.1~2に護岸クラック補修のため、遮水シートの中の大型土のう6袋分を解体。 大型土のう等で復旧せずに遮水シートのみで密封。	受注者が判断し、下請業者に解体を指示。解体後、復旧作業を失念。
	②	日進橋下流	60.5m	10~38cm	R5.4~ (約5ヶ月間)		発注者(県)がR4.11.28に確認。	R5.4.6に河道掘削する際、堤体へ掛ける荷重を低減させる目的で、最上段の大型土のうを約60mに渡り撤去。 (背後地に既存の擁壁あり)	
護岸工その1	③	阿久川合流点付近(精密機械工場駐車場前)	7.0m	80cm	R5.8.22~ (18日間)	 <p>大型土のう: 計画堤防高+20cm</p> <p>遮水シート</p> <p>遮水シート延長 L=9.9m =1.0m+1.2m+1.0m+1.2m+2.5m+2.4m+0.1m+0.5m</p> <p>上図は、明光橋下流の横断面図 場所ごとに形状は異なる</p>	発注者(県)がR4.6.22に確認。	設計図書にはない新たな工事用道路を設置するため、大型土のう二段を約7mに渡り撤去。 R5.9.8時点では洪水に備えて、一段だけ設置。	受注者が判断し、指示。
	④	草刈橋下流	50.0m	60cm	R5.8.31~ (9日間)		発注者(県)がR4.4.11に確認。	仮設鋼矢板の引き抜きに伴い、施工機械の支障となる大型土のうを一時的に約50mに渡り撤去。 (背後地に既存の擁壁あり)	
	⑤	澤尻橋下流(精密鑄造工場前)	9.0m	0~35cm	R5.3~ (約6ヶ月間)		発注者(県)がR4.3.22に確認。	河道掘削の影響で、背後地の民地に舗装クラックが発生したため、変位抑制対策として大型土のうを撤去。 背後地にある既存の擁壁で仮締切高を確保することとしていた。 (背後地に既存の擁壁あり)	受注者から発注者に協議があり、発注者は施工を承諾した。

河川激甚災害対策特別緊急工事（護岸工その1・その2）仮締切高の不足箇所について（台風13号関連）

護岸工その1



護岸工その2

